

新潟県条例第12号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準					別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準						
区分	使用の種類			単 位	使用料(単位 円)	区分	使用の種類			単 位	使用料(単位 円)
土 地	(略)				県有財産台帳価格 の100分の5に相 当する額に12分の 1を乗じて得た額 に <u>1.08</u> を乗じて得 た額	土 地	(略)				県有財産台帳価格 の100分の5に相 当する額に12分の 1を乗じて得た額 に <u>1.05</u> を乗じて得 た額
	電気 通信 施設 その 他こ れに 類す るも の以 外の もの	建物 又は これ に類 する もの 敷 地	使用 許可 期間 が1 月未 満の 場合	(略)			電気 通信 施設 その 他こ れに 類す るも の以 外の もの	建物 又は これ に類 する もの 敷 地	使用 許可 期間 が1 月未 満の 場合	(略)	
	(略)						(略)				
建 物	(略)			1 月	県有財産台帳価格 の1,000分の6に 土地使用料相当額 の12分の1（借地 については県が負 担している地代相 当月額）を加算し た額に <u>1.08</u> を乗じ て得た額	建 物	(略)			1 月	県有財産台帳価格 の1,000分の6に 土地使用料相当額 の12分の1（借地 については県が負 担している地代相 当月額）を加算し た額に <u>1.05</u> を乗じ て得た額
(略)					(略)						
備考 (略)					備考 (略)						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。